

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【公表番号】特表2017-523533(P2017-523533A)

【公表日】平成29年8月17日(2017.8.17)

【年通号数】公開・登録公報2017-031

【出願番号】特願2017-508065(P2017-508065)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/00 (2012.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 50/00 3 0 0

G 06 Q 30/02 3 9 8

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月14日(2017.8.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのプロセッサが、ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザに関連付けられているソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを維持する工程であって、前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールは、前記ユーザに関連付けられている個人情報と、前記ソーシャル・ネットワーキング・システム内の前記ユーザのアクティビティを表すソーシャル・ネットワーキング・アクティビティ・データとを含む、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの外部の前記ユーザのアクティビティに対応するアクティビティ識別データを前記ユーザのクライアント・デバイスから受け取る工程であって、前記アクティビティ識別データは、コンテンツ識別子を備える、工程と、

前記少なくとも1つのプロセッサが、前記コンテンツ識別子を処理して、サード・パーティ・ウェブページと、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話に対応する1以上の追加の詳細とを決定する工程と、

前記サード・パーティ・ウェブページと、前記ユーザ対話に対応する1以上の追加の詳細とを、前記コンテンツ識別子から決定することに基づいて、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話について記述するサード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データを生成する工程と、

前記少なくとも1つのプロセッサが、前記アクティビティ識別データに対応する前記サード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データによって、前記ユーザの前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを増強する、増強工程と、を備える方法。

【請求項2】

前記アクティビティ識別データに含められているデバイス識別子を受け取る工程と、

前記デバイス識別子に基づいて、前記ソーシャル・ネットワーキング・システム内の前記ユーザを識別する工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記コンテンツ識別子における前記1以上の追加の詳細から、製品を識別する工程をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項 4】

前記サード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データに基づいて、第1のクライアント・デバイス上の前記サード・パーティ・ウェブページにおいて、識別された製品を前記ユーザがショッピング・カートに入れたことを決定する工程と、

識別された前記製品の購入を完了するよう前記ユーザにリマインドする広告を、第2のクライアント・デバイス上のソーシャル・ネットワーキング・アプリケーションに対して提供する工程と、をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項 5】

識別された前記製品の前記購入を前記ユーザが完了できるマーチャントのランディング・ページへ向けられた前記広告内のリンクを提供する工程をさらに備える、請求項4に記載の方法。

【請求項 6】

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと通信する第1のクライアント・デバイスを識別することと、前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィール内の情報とに基づいて、前記ユーザの前記第2のクライアント・デバイスの識別を決定する工程をさらに備える、請求項4に記載の方法。

【請求項 7】

前記コンテンツ識別子を処理する工程は、前記コンテンツ識別子が前記サード・パーティ・ウェブページがショッピング・カート・ウェブページであることを示す第1の部分と、1以上の製品が、前記ショッピング・カート・ウェブページに関連付けられているショッピング・カートに現在入っていることを示す第2の部分と、を備えることを決定する工程を備える、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

ショッピング・カートに現在入っている前記1以上の製品に関連付けられた広告を、前記ユーザのクライアント・デバイス上でソーシャル・ネットワーキング・アプリケーションを通じて前記クライアント・デバイスに対して提供する工程をさらに備える、請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

少なくとも1つのプロセッサが、少なくとも1つのサーバ・デバイス上で、ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザに関連付けられているソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを維持する工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの外部で前記ユーザが対話するサード・パーティ・コンテンツに関連付けられているコンテンツ識別子を含むサード・パーティ・アクティビティ識別データを前記ユーザのクライアント・デバイスから受け取る工程と、

前記少なくとも1つのプロセッサが、前記コンテンツ識別子を処理して、サード・パーティ・ウェブページ、製品、および、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話に対応する1以上の追加の詳細を識別する工程と、

前記サード・パーティ・ウェブページ、製品、および、前記ユーザ対話に対応する1以上の追加の詳細とを、前記コンテンツ識別子から識別することに基づいて、前記製品に関連して、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話について記述するサード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データを生成する工程と、

前記サード・パーティ・アクティビティ識別データに対応する前記サード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データによって、前記ユーザに関連付けられている前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを増強する工程と、

前記製品に関連付けられている広告コンテンツを、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムを通じて前記ユーザに対して提供する工程と、を備える方法。

【請求項 10】

前記ユーザは、第1のユーザを含み、前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールは、複数の特性を有する第1のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを含み、前記方法は、

前記第1のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールの特性に関係する1以上の特性を有する第2のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを有する第2のユーザを識別する工程と、

前記第2のユーザに関連付けられているソーシャル・ネットワーキング・アプリケーションに対して、広告を送る工程であって、前記広告は、前記製品を購入するための選択可能なオプションを備える、工程と、をさらに備える、請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記広告を前記第2のユーザに対して送る前に、前記第1のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールと前記第2のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールとの間で関係する特性の閾値数を必要とする工程をさらに備える、請求項10に記載の方法。

【請求項12】

前記ユーザは、第1のユーザを含み、前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールは、複数の特性を有する第1のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを含み、前記方法は、

前記第1のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールの特性に関係する1以上の特性を有する第2のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを有する第2のユーザを識別する工程と、

前記第2のユーザのソーシャル・ネットワーキング・アプリケーションに対して、識別された前記製品に類似する別の製品を購入する機会と共に広告を送る工程と、をさらに備える、請求項9に記載の方法。

【請求項13】

前記第2のユーザの前記第2のソーシャル・ネットワーキング・プロフィールは、識別された前記製品に対する関心も示す、請求項12に記載の方法。

【請求項14】

前記コンテンツ識別子を処理する工程は、識別された前記製品を前記第1のユーザが購入したことを前記コンテンツ識別子が示すことを決定する工程を備える、請求項10に記載の方法。

【請求項15】

前記コンテンツ識別子を処理する工程は、識別された前記製品をオンライン・ショッピング・カートに入れるよう前記第1のユーザが選択したことを前記コンテンツ識別子が示すことを決定する工程を備える、請求項10に記載の方法。

【請求項16】

少なくとも1つのプロセッサと、

それ自体に命令を記憶する少なくとも1つの非一時的コンピュータ可読記憶媒体と、を備えるシステムであって、前記命令は、前記少なくとも1つのプロセッサによって実行されたとき、

ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザに関連付けられているソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを維持する工程であって、前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールは、前記ユーザに関連付けられている個人情報を表す個人データと、前記ソーシャル・ネットワーキング・システム内の前記ユーザのアクティビティを表すソーシャル・ネットワーキング・アクティビティ・データとを含む、工程と、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの外部の前記ユーザのアクティビティを表すアクティビティ識別データを前記ユーザのクライアント・デバイスから受け取る工程であって、前記アクティビティ識別データは、コンテンツ識別子を備える、工程と、

前記コンテンツ識別子を処理して、サード・パーティ・ウェブページと、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話に対応する1以上の追加の詳細とを決定する工程と、

前記サード・パーティ・ウェブページと、前記ユーザ対話に対応する1以上の追加の詳細とを、前記コンテンツ識別子から決定することに基づいて、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話について記述するサード・パーティ・コンテンツ・アクティビ

ティ・データを生成する工程と、

前記アクティビティ識別データに対応するサード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データによって、前記ソーシャル・ネットワーキング・プロフィールを増強する、増強工程と、を前記システムに行わせる、システム。

【請求項 17】

前記クライアント・デバイスは、携帯電話を除くパーソナル・コンピューティング・デバイスを含み、前記システムは、前記少なくとも1つのプロセッサによって実行されたとき、

前記パーソナル・コンピューティング・デバイス上の前記サード・パーティ・ウェブページにおいて、識別された製品をショッピング・カートに前記ユーザが入れたことを前記サード・パーティ・コンテンツ・アクティビティ・データから決定する工程と、

識別された前記製品の購入を完了するよう前記ユーザにリマインドする広告を、前記ユーザに関連付けられているクライアント・デバイス上のソーシャル・ネットワーキング・アプリケーションに対して提供する工程と、を前記システムに行わせる命令をさらに備える、請求項16に記載のシステム。

【請求項 18】

前記少なくとも1つのプロセッサによって実行されたとき、識別された前記製品の前記購入を前記ユーザが完了できるマーチャントのランディング・ページを指す前記広告内のリンクを提供する工程を前記システムに行わせる命令をさらに備える、請求項16に記載のシステム。

【請求項 19】

識別された前記製品を前記ユーザが前記サード・パーティ・ウェブページにおいて、ショッピング・カートに入れたことを決定する工程は、前記コンテンツ識別子の一部が、識別された前記製品がショッピング・カートの中にあることを示すことを決定する工程を含む、請求項18に記載のシステム。

【請求項 20】

前記コンテンツ識別子は、英数字コードを備え、前記英数字コードは、前記サード・パーティ・ウェブページを識別する情報を示す第1の部分と、前記サード・パーティ・ウェブページとのユーザ対話に対応している前記1以上の追加の詳細を示す第2の部分と、を含む、請求項16に記載のシステム。